

総 税 市 第 2 5 号

平成 31 年 4 月 17 日

各道府県総務部長

東京都総務局長           様

東京都主税局長

総務省自治税務局市町村税課長

(公印省略)

国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関する  
国と地方団体の協力の枠組を活用した消費税の軽減税率  
制度等の周知・広報の実施について（依頼）

国税庁より、たばこ税の手持品課税に係る申告書等と併せて、消費税の軽減税率制度に係る広報資材を事業所へ送付することにつき、各地方団体にも協力をいただきたい旨の依頼が、平成 31 年 4 月 16 日付別添文書（課消 5 - 1 1 及び課軽 1 - 1）のとおりございました。

平成 31 年 3 月 1 日付別添文書（総税都第 21 号）において、消費税の軽減税率制度の広報・周知等の依頼がなされているところですので、その趣旨をご理解いただき、各地区税務協議会等において各国税局関係部局から協力依頼があった場合には、積極的にご対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しましても、この旨周知されるようよろしく申し上げます。